

株式買取請求権の序論的考察

清水 正 博

1. はじめに
2. 株式買取請求権の沿革
3. 改正会社法における株式買取請求権
 - (1) 株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生ずる時の変更
 - (2) 株式買取請求に係る株式の価格決定前の支払制度の新設
 - (3) 株式買取請求権の濫用への対処
4. おわりに

1. はじめに

会社法は、①株式会社が発行する全部の株式について譲渡制限の定めを設ける定款変更を行う場合（116条1項1号）、②ある種類の株式の内容について、譲渡制限の定めを設けること、または当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得する定めを設ける定款変更を行う場合（116条1項2号）、③（a）株式の併合又は株式の分割、（b）株式無償割当て⁽¹⁾、（c）単元株式数についての定款の変更、（d）当該株式会社の株式を引き受ける者の募集⁽²⁾、（e）当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集⁽³⁾、（f）新株予約権無償割当⁽⁴⁾の行為を株式会社が行う場合において、ある種類の株式を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合（116条1項3号）、④事業譲渡等（事業の全部の譲渡、事

業の重要な一部の譲渡⁽⁵⁾、外国会社その他の法人を含む他の会社の事業の全部の譲受け、事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約)をする場合⁽⁶⁾(469条1項)、⑤吸収合併等(吸収合併、吸収分割、又は株式交換)をする場合⁽⁷⁾(785条1項)、⑥新設合併等(新設合併、新設分割又は株式移転)をする場合⁽⁸⁾(806条1項)、これに反対する株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる」と規定している。

旧商法においては、昭和25年改正、昭和41年改正、平成9年改正、平成11年改正、平成12年改正と改正の機会を経るごとに、株式買取請求権を行使する場面が増えていき、平成17年の会社法の制定においては、さらに制度的な広がりを見せ、旧商法の規定との異なりが見受けられるようになった。

今回の平成26年の改正会社法⁽⁹⁾においても、株式買取請求権については買取の効力日等について改正がなされ、これまでの議論とあわせて検討すべきであると考え。特に、従来、株式買取請求権は、会社の変革、株主の地位に影響を及ぼすような状況が生じた際に、会社からの離脱、投下資本の回収という目的をもって行使されるものと考えられてきたが、会社法の制定により、制度的な広がりを見せたことにより、別の新たな目的をもって行使される状況が想定されるとともに、株式買取請求権の制度が存在することによって、多数派株主の抑止力となる場面も想定され、この制度を多面的に捉える必要がでてきたといえる。

このような状況の中で、本稿では、改正会社法が従来の株式買取請求権についての考え方にどのような影響を及ぼすか検討していくものとする。

2. 株式買取請求権の沿革

株式買取請求権は、昭和25年の商法改正にあたって、アメリカ各州⁽¹⁰⁾の会社法を参考に導入された⁽¹¹⁾とされている。当該会社法では、会社の

重大な基礎的な事項の変更には、総株主の同意が必要とされていたため、これに反対する株主からその拒否権を奪う代わりに会社からの離脱を認めた⁽¹²⁾ものであるとされる。

このとき認められた株式買取請求権は、合併の場合（旧商法408条ノ3）と、営業譲渡の場合の一部（旧商法245条ノ2）についてのみであったが、いずれの行為をするにも、株主総会での決議⁽¹³⁾が必要なだけであって、総株主の同意までは必要ではなく、模範としたアメリカの状況そのものが、日本でそのまま妥当するものではなく、日本においては、反対する株主から拒否権を奪う代償としての株式買取請求権ではなく、株式譲渡自由の原則を確認すべく、反対する株主が会社から離脱できる旨を鮮明にしたにすぎないとも考えることもできる。

この後、昭和41年の商法改正において、定款による株式譲渡制限が認められ、これに伴って、株式譲渡につき当該会社の取締役会の承認を必要とする旨の規定を定款に定めようとする場合、反対する株主の買取請求権が盛り込まれた（旧商法349条）が、これに関しても、株式の自由な譲渡を保障するという側面が重視されているように考えられる。

平成2年には、株式会社が有限会社に組織変更する場合、これに反対する株主は、株式を会社に取り戻すことができるようになった（有限会社法64条ノ2）。

そして、平成9年の商法改正により、簡易合併制度が導入され、反対株主の株式買取請求権が認められた（旧商法413条ノ3）。その後、平成11年の商法改正において、株式交換、株式移転制度が導入され、これに反対する株主は、それぞれ株式買取請求権を行使できるようになった（旧商法355条、371条2項）。また、平成12年の商法改正において、会社分割制度が導入され、これに反対する株主もまた株式買取請求権を行使できるようになった（旧商法374条ノ3）。

会社法では前述のように、①株式会社が発行する全部の株式について譲渡制限の定めを設ける定款変更を行う場合（116条1項1号）、②事業譲渡

等（事業の全部の譲渡、事業の重要な一部の譲渡、外国会社その他の法人を含む他の会社の事業の全部の譲受け、事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約）をする場合（469条1項）、③吸収合併等（吸収合併、吸収分割、又は株式交換）をする場合（785条1項）、④新設合併等（新設合併、新設分割又は株式移転）をする場合（806条1項）、反対株主は、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる」と規定するとともに、種類株式発行会社については、①の他、株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得する定めを設ける定款の変更をする場合も含むこととした（会社法116条1項2号）。また、会社法322条2項により、株式の種類の変更、内容の変更、発行可能株式数又は発行可能種類株式総数の増加、株式の併合、分割、株式無償割当て、株式を引き受ける者の募集、新株予約権を引き受ける者の募集、新株予約権無償割当て、合併、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継、新設分割、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得、株式移転について、種類株主総会の決議を必要としない旨を定款で定めた場合において、株式の併合、分割、株式無償割当て、単元株式数についての定款変更、株式を引き受ける者の募集、新株予約権を引き受ける者の募集、新株予約権の無償割当てに関して、種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときに、株式会社に対して、株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる（会社法116条1項3号）としている。

ここで、株式の買取に関し、会社法制定以前において、「決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル価格」と謳われていたものが、会社法においては「公正な価格」との表現に変化していることが注目される。このことは従来、会社の企業再編等の変革に関し、反対、不満をもつ株主は、当該企業再編等がなかった状態に戻り、その時点での会社からの離脱を保障するものであったが、会社法においては、より幅広く、当該企業再編等がな

かった状態も含めて、公正な価格をもって会社からの離脱、投下資本の回収を保障するもの⁽¹⁴⁾と考えられ、この点においても、制度的な広がり認識させるものであるといえる。

また、会社法は、777条1項において、株式会社が組織変更⁽¹⁵⁾をする場合、当該会社の新株予約権者は所有する新株予約権の買取請求ができる旨を規定している。そして、会社法787条1項においては、吸収合併⁽¹⁶⁾、吸収分割⁽¹⁷⁾、株式交換⁽¹⁸⁾の場合、同法808条1項においては、新設合併⁽¹⁹⁾、新設分割⁽²⁰⁾、株式移転⁽²¹⁾の場合、消滅株式会社等の新株予約権者は新株予約権の買取請求ができる旨を規定している。

3. 改正会社法における株式買取請求権

(1) 株式買取請求に係る株式の買取りの効力が生ずる時の変更

株式買取請求に係る株式の買取りについて、会社法117条5項、470条5項、786条5項、798条5項は株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる旨規定している。

そして、株主が株式買取請求を行い、株式の買取の効力が生じるまで、当該株主は、株主としての権利を維持しており、剰余金配当請求権や株主総会における議決権を有していると一般的に考えられている⁽²²⁾。

しかし、会社法798条1項は、株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と存続株式会社等との間に協議が調ったときは、存続株式会社等は、効力発生日から60日以内にその支払をしなければならないと定められているところ、同条4項において、存続株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する効力発生日から60日経過後、年6分の利息もあわせて支払うことが求められている。

会社法798条2項は、株式の価格の決定について、効力発生日から30日以内に協議が調わないときは、株主又は存続株式会社等は、その期間の満了の日後30日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることがで

きるとしており、裁判所に価格の決定を申立てた時点で、すでに効力発生日から60日が経過してしまうことが想定される。そこから裁判所の判断を待つことになるため、ほとんどの事案で存続株式会社等から株主に対し、利息が支払われることになると考えられる。この点について、株式買取請求をした株主は、その代金につき年6分の利息を受領しつつ、剰余金配当請求権も有し、二重取りができることを不合理であるとする見解⁽²³⁾がある。しかしながら、あくまでタイミングの問題であり、株式買取請求に係る利息については発生しても、剰余金配当はなされない場合もあるため、必ずしも不合理とはいえないものとも考えることもできる。

ただ、こうした不合理に加えて、株主が株式買取請求をした場合には、当該株主はその株式の保有を継続しない意思を明確にしていることから、代金の支払時まで剰余金配当受領権、議決権その他の株主としての権利の行使を認める必要はないという立場から、平成26年の会社法の改正では、株式の買取りの効力が生ずる時を効力発生日に改められた（117条6項、182条の5第6項、470条6項、798条6項）。

これにより、最2決平成24年3月28日民集66巻5号2344頁の事案について、改正後は異なる対応が想定される。

ちなみに、最2決平成24年3月28日民集66巻5号2344頁は、以下のような事案であった。申立ての相手方Y会社は、主にホームセンター部門で住居、生活関連製品の小売販売やリフォーム等を行うほか、生鮮食料品の小売販売等を行う株式会社として昭和33年7月に成立し、平成20年10月以前から同年7月29日の上場廃止まで、株式会社大阪証券取引所市場第2部において株式を公開した上場会社であった。

申立人X1会は、平成21年3月31日時点で5万9000株、同年8月3日時点で44万1000株の相手方Y会社の普通株式を保有していた株主である。申立人X2は、平成21年3月31日時点で2万8000株の相手方Y会社の普通株式を第三者に貸し付けており、この時点を目録日とした株主総会において議決権を行使することができない者であったが、同年8月3日時点で

29万5000株の相手方 Y 会社の普通株式を保有していた株主である。

訴外 A 会社は、平成18年4月に成立し、薬局の経営、スポーツ用品の販売、生活関連雑貨や酒類の販売等を行う株式会社であるが、相手方 Y 会社との間で、資本業務提携により、Y 会社を訴外 A 会社の完全子会社とするため、訴外 A 会社による Y 会社株式の公開買付けを行った後、Y 会社の普通株式を全部取得条項付株式に変更した上で Y 会社が全部取得することとした。

そして A 社は、平成21年2月17日から同年3月17日までを買付期間として公開買付けを実施して、同月24日までに相手方普通株式1008万85株を取得した。これは、当時の相手方の発行済株式総数1185万6000株から自己株式を除いた1169万9000株の約86%に当たるものであった。

その後、Y 会社は平成21年6月29日に株主総会（以下、本件株主総会とする）を開催することとし、株主総会の基準日を平成21年3月31日と定めた。

そして本件株主総会において、① Y 会社の定款の一部を変更し、残余財産分配優先株式である A 種種類株式を発行する旨の定めを設けること、②上記①による変更後の定款の一部を追加変更し、普通株式に、株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを設け、かつ、当該全部取得条項に従い Y 会社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A 種種類株式0.000000588株を交付する旨の定めを設けること（以下、本件定款変更とする）、③会社法171条並びに上記各定款変更後の定款に基づき、平成21年8月3日の最終の相手方の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株式の株主から、保有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、これと引換えに全部取得条項付普通株式1株につき0.000000588株の割合で A 種種類株式を割り当てること（以下、本件全部取得とする）が決議されるとともに、同日開催の普通株主による種類株主総会において本件定款変更が決議された。そして、本件定款変更について

ては、その効力発生日は平成21年8月4日とされた。

このことに関連して、申立人 X1 会は、Y 会社に対し、本件株主総会に先立ち、平成21年6月16日に Y 会社に到達した書面で、本件定款変更及び本件全部取得に反対する旨を通知し、本件株主総会でも当該各議案に反対した。

Y 会社株式は、平成21年7月29日に上場廃止になり、その後、振替法128条1項に規定する振替株式（以下、振替株式とする）ではなくなった。

このような状況の中、申立人 X1 会は、保有する普通株式44万1000株の買取請求を、申立人 X2 は、保有する普通株式29万5000株の買取請求を、Y 会社に対しそれぞれ平成21年7月30日到達の書面により行った。

Y 会社は、平成21年8月4日に本件全部取得を行い、本件全部取得の結果生じた A 種種類株式の1株に満たない端数の合計数のうち1株に満たない端数を切り捨てた A 種種類株式1株につき、会社法234条2項に基づき、徳島地方裁判所に対し、競売以外の方法による売却許可の申立てをし、平成21年9月3日、上記 A 種種類株式1株を1億146万4948円で任意売却することを許可する旨の決定がされた。Y 会社は、この決定に基づき、同日、訴外 A 会社に対し、上記 A 種種類株式1株を同額で売却した。

申立人 X1 会、X2 は、平成21年9月30日に、会社法117条2項に基づき買取価格の決定を申し立てたが、その際、個別株主通知の手続をしていなかった。

この申立てについて、徳島地決平成22年3月29日は、①申立人らは、平成21年7月30日に、相手方に対して各保有する普通株式の買取請求をしたものの、買取りの効力が発生する（会社法117条5項）前である同年8月4日に効力が発生する本件定款変更及び同日に行われた本件全部取得により、その保有する普通株式に全部取得条項を付されるとともに相手方に全部取得され、その対価としてそれぞれ1株に満たない A 種種類株式の端数を交付されたこと、②その後、同年9月3日に申立人らの A 種種類株

式の端数を含む A 種種類株式 1 株は訴外 A 社に 1 億 146 万 4948 円で売却されたことにより、申立人らは、買取の対象である相手方の普通株式を保有していないため、不適法であるとして却下された。

この却下決定を受けて申立人らは抗告し、高松高決平成 22 年 12 月 8 日は、既発行の株式を全部取得条項付種類株式にする定款変更決議と、それにより成立した全部取得条項付種類株式を会社が取得する決議とが同じ株主総会で行われた場合に、それらの決議に反対する株主が会社法 172 条 1 項に基づく全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てを行ったときは、当該株主はもはや同法 116 条 1 項に基づく株式買取請求をすることができないものと解するのが相当であるとし、この理由として、前記の株式買取請求は、既発行の株式を全部取得条項付種類株式にする定款変更決議によって既発行の株式が全部取得条項付種類株式になったことを前提とする同種類株式の取得価格決定の申立てと相矛盾する行為であり、後者の申立てしかできないと解しても、反対株主は、同種類株式の取得価格決定の申立てによって、裁判所の決定した取得価格の支払を受けることができ、その保護に欠けるところはないことを挙げ、抗告人らはもはや会社法 116 条 1 項に基づく株式買取請求をすることができないため、本件の株式買取価格決定の申立てはいずれも不適法であるとし、抗告を棄却した。

この抗告棄却を受けて、申立人らはさらに許可抗告し、最 2 小決平成 24 年 3 月 28 日は、そもそも「会社法 116 条 1 項所定の株式買取請求権は、その申立期間内に各株主の個別的な権利行使が予定されているものであって、専ら一定の日（基準日）に株主名簿に記載又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定め、これらの者による一斉の権利行使を予定する同法 124 条 1 項に規定する権利とは著しく異なるものであるから、上記株式買取請求権が社債等振替法 154 条 1 項、147 条 4 項所定の「少数株主権等」に該当することは明らか」であり、会社法 116 条 1 項に基づく株式買取請求（以下「株式買取請求」という。）に係る株式の価格は、同請求をした株主と株式会社との協議が調わなければ、株主又は株式会社

による同法117条2項に基づく価格の決定の申立て（以下「買取価格の決定の申立て」という。）を受けて決定される場所、振替株式会社について株式買取請求を受けた株式会社、買取価格の決定の申立てに係る事件の審理において、同請求をした者が株主であることを争った場合には、その審理終結までの間に個別株主通知がされることを要するものと解され（最高裁平成22年（許）第9号同年12月7日第三小法廷決定・民集64巻8号2003頁参照）、このことは、振替株式会社について株式買取請求を受けた株式会社が同請求をした者が株主であることを争った時点で既に当該株式会社について振替機関の取扱いが廃止されていた場合であっても、異なる」とした上で、本件買取請求を受けた相手方において原告人らが株主であることを争っているにもかかわらず、本件買取価格の決定の申立ての審理終結までの間に個別株主通知がされることはなかったことから、「原告人らは自己が株主であることを相手方に対抗するための要件を欠くことになり、本件買取請求は不合法となる」とした。すなわち、本件買取価格の決定の申立ては、適法な株式買取請求をした者ではない者による申立てとして不合法であるとされた。

そして、会社法172条1項が全部取得条項付種類株式の取得に反対する株主に価格の決定の申立て（以下「取得価格決定の申立て」という。）を認めた趣旨は、その取得対価に不服がある株主の保護を図ることにあると解され、他方、同法116条1項が反対株主に株式買取請求を認めた趣旨は、当該株主に当該株式会社から退出する機会を付与することにあるから、当該株主が取得対価に不服を申し立てたからといって、直ちに当該株式会社から退出する利益が否定されることになるものではなく、また、当該株主が上記利益を放棄したとみるべき理由はなく、株主が取得価格決定の申立てをしたことを理由として、直ちに、当該株式会社についての株式買取請求が不合法になるものではないとした上で、しかしながら株式買取請求に係る株式の買取りの効力は、同請求に係る株式の代金の支払の時に生ずるとされ（同法117条5項）、株式買取請求がされたことによって、上記株式を全部取

得条項付種類株式とする旨の定款変更の効果や同株式の取得の効果が妨げられると解する理由はないから、株式買取請求がされたが、その代金支払までの間に、同請求に係る株式を全部取得条項付種類株式とする旨の定款変更がされ、同株式の取得日が到来すれば、同株式について取得の効果が生じ（同法173条1項）、株主は、同株式を失うと解される。そして、株式買取請求及び買取価格の決定の申立ては、株主がこれを行うこととされており（同法116条1項、117条2項）、株主は、株式買取請求に係る株式を有する限りにおいて、買取価格の決定の申立ての適格を有すると解すべきところ、株式買取請求をした株主が同請求に係る株式を失った場合は、当該株主は同申立ての適格を欠くに至り、同申立ては不適法になるというほかはないとし、原告人らの有する本件買取請求に係る普通株式は、平成21年8月4日、全部取得条項付種類株式となり、相手方がこれを全部取得し、原告人らは、同日、同株式を失ったのであるから、原告人らは、同株式の価格の決定の申立て適格を欠くに至り、同申立ては不適法というべきであるとした。

しかしながら、今回の改正の背景にある考え方として、株主が株式買取請求をした場合には、当該株主はその株式の保有を継続しない意思を明確にしていることから、代金の支払時まで剰余金配当受領権、議決権その他の株主としての権利の行使を認める必要はないとするものがあると前述したが、株主が株式買取請求を行う意思を固めるにあたって、剰余金の配当の時期や株主総会の時期を意識して判断することがないように、あくまで、株主が株式買取請求をした株式を代金と引き換えるまで、株主としての権利を維持するものと考えられる必要もあると考える⁽²⁴⁾。

この点、考え方としては、(a) 代金の支払い後、株主の地位を喪失する、(b) 買取請求後、株主の地位を喪失する、(c) その他のタイミングと分類できそうであるが、今回の改正の背景としての考え方で、株式買取請求を行った株主はその株式の保有を継続しない意思を明確にしている点に注目していると考えれば、立法の傾向としては、(b) の買取請求を行

った後はその代金を受領する以外は株主としては何らの権利を有さないとするものに集約していくのではないかと推測することもできる。

(2) 株式買取請求に係る株式の価格決定前の支払制度の新設

改正会社法により、会社法786条5項で、消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる旨を規定し、会社側が、株式の買取価格についての判断に時間を要した場合の年6分の利息の負担を回避することが可能となった。

仮に株主側が会社の提示する額に不満を持ち、受領しなかったとしても、会社側は供託することにより、その額についての利息の支払いを免れることができ、実務上有用なものと考えられる。仮にその後、株式の買取価格が、供託した金額を上回ったとしても、決定した買取価格から供託した金額を控除した後の金額についてのみ、年6分の利息の支払いが必要となるのみで、会社側の負担は従来よりも軽減されるものと解される。

また、株式買取請求を行う株主にとっても、迅速に会社から離脱できるというメリットがあると考えられる。

(3) 株式買取請求権の濫用への対処

株式買取請求権に関しては、前述の通り、株式買取請求をした株主は、その代金につき年6分の利息を受領しつつ、剰余金配当請求権も有し、二重取りができることを不合理とする見解があるとともに、市場価格のある株式について、株式買取請求をしつつ、その後の株価の動向等により株式を市場で売却した方が有利な状況であれば当該株式買取請求を撤回して市場で売却するなど、株式買取請求を投機的に用いるようなこと⁽²⁵⁾である、株式買取請求権の濫用といった事例が目立ってきている。

会社法785条6項は、株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる旨規定し

ており、株式買取請求をした株主が恣意的なタイミングで請求を撤回することはできないことにはなっているが、株式を市場で売却することについては、会社の同意は必要とされていないため、濫用への対処が必要となっている。

会社法の改正では、現在の785条6項は、規定はそのままで同条7項に改められたが、株式買取請求権の濫用に対処すべく、社債、株式等の振替に関する法律（以下、振替法とする）も会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年6月27日法律第91号）により改正され、振替法155条1項において、振替株式の発行者は、株式買取請求に係る振替株式の振替を行うための口座（以下、買取口座とする）の開設の申出をしなければならない旨が定められ、同条3項において、振替株式の株主は、その有する振替株式について株式買取請求をしようとするときは、当該振替株式について買取口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない旨が規定され、このため、株式買取請求をした株主が、株式を任意のタイミングで市場で売却することを防止し、株式買取請求権の濫用に対処する形になっている。

4. おわりに

ひとまず、簡単ではあるが平成26年改正会社法における株式買取請求権に関する一部の規定を踏まえて、株式買取請求権について検討を行ってきた。平成26年改正会社法の施行は平成27年5月1日であり、施行後の状況を見ながら詳細に検討していきたいと考える。

注

- (1) 会社法185条。
- (2) 会社法202条1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。
- (3) 会社法241条1項各号に掲げる事項を定めるものに限る。
- (4) 会社法277条。

- (5) 譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超えないものは除かれる（会社法467条1項2号）。
- (6) 事業の全部を譲渡する場合において、当該株主総会決議と同時に株式会社を解散する決議がされた場合は除かれる。
- (7) 吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が持分等であるとき、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超えない場合は除かれる。
- (8) 新設合併設立会社が持分会社である場合、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1を超えない場合は除かれる。
- (9) 平成26年6月27日公布、平成27年5月1日施行。
- (10) 中東正文「GHQ相手の健闘の成果」北沢正啓先生古希祝賀『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会、1999年）218頁によれば、イリノイ州のものを中心として取り上げていたようである。
- (11) 大隅健一郎・大森忠夫（編著）『逐条改正会社法解説』（有斐閣、1951年）221頁。
- (12) 木俣由美「反対株主の買取請求権」浜田道代・岩原紳作（編）『会社法の争点』（有斐閣、2009年）38頁。
- (13) 総株主の議決権の過半数又は定款に定める議決権の数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上が必要とされていた（旧商法343条1項）。
- (14) 松中学「組織再編における株式買取請求権と公正な価格」法学教室362号37頁（2010年）。
- (15) 株式会社が合名会社、合資会社又は合同会社になること、合名会社、合資会社、合同会社が株式会社となること（会社法2条26号）。
- (16) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。
- (17) 吸収分割契約新株予約権のうち、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。加えて、吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権であって、吸収分割をする場合において当該新株予約権者に吸収

分割承継株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもののうち、吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。

- (18) 株式交換契約新株予約権のうち、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。加えて、株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であって、株式交換をする場合において当該新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもののうち、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。
- (19) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。
- (20) 新設分割計画新株予約権のうち、新設分割により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。加えて、新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であって、新設分割をする場合において当該新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもののうち、新設分割により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。
- (21) 株式移転計画新株予約権のうち、株式移転により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。加えて、株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であって、株式移転をする場合において当該新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもののうち、株式移転により設立する株式会社の新株予約権以外の新株予約権が対象となる。
- (22) 坂本三郎（編著）『一問一答 平成26年改正会社法』（商事法務、2014年）299頁。なお、この点について、現行法上、明文の規定がないことも指摘されている。
- (23) 坂本・前掲（注22）299頁。
- (24) 会社等に勤める方が、自ら退職のタイミングを探る際、ボーナスを意識することがあるそうだが、株式買取請求も、期末の配当を受領してから、創業から数十年経過したこと等による記念配当を受領してから行うなどにより、決断が遅れるのではないかという懸念もあるが、それもまた株主の「選択」だと考えることもできる。
- (25) 坂本・前掲（注22）282頁。

